平成３０年（フ）第７５６号
大阪市西成区花園北２丁目３番３－709号昭和グランドハイツ
債務者　下玉利清実
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８４６号
大阪市城東区放出西２丁目10番21－707号
債務者　刀根　克巳
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８５２号
大阪市平野区喜連西２丁目11番57号
債務者　三輪　弘子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８５４号
大阪府枚方市渚西１丁目９番３－21号
債務者　田中　宏明
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１号
奈良県北葛城郡広陵町大字平尾685番地５
債務者　南口　茂樹
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第１７号
茨城県常総市羽生町963番地　石塚アパート104号、前住所茨城県常総市豊岡町乙1346番地エステートハイツＢ202
債務者　嶋村ロザーナ（旧姓湯川）
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第１８号
富山市才覚寺279番地１　ラ・ポワールはやし301号
債務者　島田　正則
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０４５号
神戸市北区南五葉２丁目４番19－202号
債務者　田中　怜子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９８号
神戸市垂水区東垂水町809番地の332　305号
債務者　丸毛　　遥
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１７号
神戸市兵庫区東山町４－７－２西尾ビル401、住民票上の住所神戸市中央区山本通２丁目７番15号　ソノマンション３ＦＡ
債務者　グリーンラビッツこと　丸山　誠二
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４０号
神戸市垂水区南多聞台６丁目２番105号
債務者　中山　博文
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１５９号
神戸市垂水区桃山台１丁目11番地の31
債務者　川人　一幸
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６９号
神戸市北区有野台５丁目４番Ｂ37棟506号
債務者　井上　克己
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７０１号
兵庫県西宮市今津曙町10番17－104号
債務者　赤岩　高広（旧姓山北）
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第４８号
兵庫県尼崎市東大物町２丁目２番28号　シャンブルＴ103号
債務者　大海　一弘
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第６７号
兵庫県尼崎市西難波町６丁目５番１－310号、申立時の住所兵庫県尼崎市西難波町１丁目４番３号　ドミール橘301号
債務者　谷口　準治
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１０８号
兵庫県西宮市上大市３丁目４番18－301号
債務者　近藤　美彩
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係